地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年九月二十七日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百七十二号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）の一部の施行に伴い、及び地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（手数料の額）

第五条　法第十二条第三項の規定により同条第一項に規定する連結情報照会者が納付すべき手数料の額は、同項の厚生労働省令で定める情報千件までごとに五十五円とする。

（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令及び独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「第十八条」を「第十九条」に改める。

一　日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）第一条の二第五号

二　独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第一条第三号

附　則

この政令は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定（同法第七条の規定に限る。）の施行の日（令和三年十月一日）から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　義偉

府令・省令

○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省　令第一号

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）の規定に基づき、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年九月二十七日

内閣総理大臣　菅　義偉
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　梶山　弘志

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則（平成三十年内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（安全管理措置） **第六条**　法第八条第三項第三号及び法第二十条の主務省令で定める措置は、次のとおりとする。 一　組織的安全管理措置 ［イ～ハ　略］ ニ　認定事業医療情報等の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合における事務処理体制が整備されていること。 ［ホ・ヘ　略］ ［二～五　略］	（安全管理措置） **第六条**　法第八条第三項第三号及び法第二十条の主務省令で定める措置は、次のとおりとする。 一　組織的安全管理措置 ［イ～ハ　同上］ ニ　認定事業医療情報等の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制が整備されていること。 ［ホ・ヘ　同上］ ［二～五　同上］